

道路工事施行承認書

第 号

平成30年 4月 17日

住 所 群馬県前橋市新前橋 17 番地 17

氏 名 株式会社 上毛新聞 TR

代表取締役 渡辺 幸男

担当者 行政書士 石川ひろし事務所

連絡先 0276-46-8757

施工目的	側溝布設		
施工場所	路線名	2 級 31 号線	車道
	場 所	太田市飯塚町 600-1、600-3 地先	
工事概要	工事種別		施工数量
	側溝布設 グレーチング設置		L=38.1m 3 枚
工事の期間	平成 30 年 5 月 1 日から	31 日間	
	平成 30 年 5 月 31 日まで		
施工方法	施工業者	住 所	太田市飯田町 1547 OTA スクエアビル 7F
		法人名	関東建設工業株式会社 代表取締役 高橋 明
		担当者	星野 秀夫
		連絡先	080-2139-4949
道路工事施行承認について		道 整 承 認 第 3 0 - 1 7 号	
申 請 者 様		平成 3 0 年 4 月 2 5 日	
		太田市長 清水 聖義	
裏面条件を付して、上記のとおり承認する。			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に太田市長に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			